

【報告】家賃サポート緊急一時金の拡充について

1. 概要

令和3年4月からの緊急事態宣言の再発令・まん延防止等重点措置の適用などにより、市内中小事業者への影響が拡大および長期化していることを踏まえ、家賃サポート緊急一時金の補助対象者を拡大する。

2. 制度拡充の内容

- ・ 売上げ要件の対象期間である「令和3年1月から3月」を、「令和3年1月から6月」へ延長する
- ・ 連続する3ヶ月の売上げの合計が前年（前々年）の同期比30%以上減少した事業者を対象に加える

（参考）拡充後の制度

（1）補助対象者

新	旧
① 飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けており、 1～ <u>6</u> 月の売上げが ・ 1か月で前年（前々年）同月比50%以上減少 （一時支援金・ <u>月次支援金</u> の受給者 ^{※1} ） <u>または</u> ・ <u>連続する3か月の合計で前年（前々年）の同期比30%以上減少</u>	① 飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けており、 1～ <u>3</u> 月の売上げが ・ 1か月で前年（前々年）同月比50%以上減少 （一時支援金の受給者 ^{※1} ）
② 「都道府県等が実施する協力金」を受給し、 1～ <u>6</u> 月の売上げと協力金の合計が ・ 1か月で前年（前々年）同月比50%以上減少 <u>または</u> ・ <u>連続する3か月の合計で前年（前々年）の同期比30%以上減少</u>	② 「都道府県等が実施する協力金」を受給し、 1～ <u>3</u> 月の売上げと協力金の合計が ・ 1か月で前年（前々年）同月比50%以上減少

※1 中小企業庁が実施する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」および「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」

（2）対象物件

市内で事業のために、令和3年1月から6月に賃借している建物
（店舗、事務所、工場、作業場、倉庫など）

（3）交付額

家賃1か月分の2分の1（1事業者1回限り^{※2}、最大50万円上限）

※2 既に受給済み場合、再度の受給不可

（4）制度拡充分の申請開始日

令和3年7月下旬予定（現在の申請期限である7月30日も延長）